

「小樽市いじめ防止基本方針(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	1人
2 意見等の件数	4件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	第1章4の(2)市立学校としてについて、(1)で校長のリーダーシップの下と言う項目が追加されていますが、間違っていると思います。日々多様化複雑化するいじめ問題に対しては、校長によるトップダウン形式ではなく、現場職員による迅速かつ臨機応変な対応が可能なボトムアップ形式の方が有効ではないでしょうか。いじめ解決の全権限を現場職員にゆだね、しかしその対応で生じた現場の問題は校長がすべて負うとした方がより人間的で有効的な問題解決につながると私は思います。	御意見をいただきました「校長のリーダーシップ」につきましては、文部科学省が改訂した生徒指導提要において、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるために、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠であると明記されるとともに、中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においても、学校が複雑化・多様化した課題を解決するためには、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整えることが明記されていることから、今回の改定で追記しております。校長は教職員等の意見も聞いた上で対応等について判断するものと考えておりますので、原案のとおりいたします。
2	第2章3の(1)にアイヌ人のことが特記されていますが、何か違和感があります。私の考えすぎかもしれませんが、何か特記することで、大和民族・文化に比べ、アイヌ人とその文化はいじめの対象になるような貧弱で劣等なものであると言うような上から目線的決めつけ感を受けます。要は社会的少数派に対する理解を深めるのが目的なのだと思うので、あえてアイヌを名指しする必要はないような気がします。	御意見をいただきました「アイヌの人たち」の記載につきましては、北海道いじめ問題審議会において、児童生徒の多様な背景のひとつに文化的要因があることを記載すべきであるという意見を踏まえ、北海道アイヌ政策推進方策に基づき道のいじめ防止基本方針に追記されており、本市においてもアイヌ文化等について学習する機会の充実が必要であると考えことから、原案のとおりいたします。
3	第3章2の1つ目の○にある「学校いじめ対策組織」の体制整備で、管理職がリーダーシップと言う箇所も、上で書きました校長のリーダーシップと同じような違和感があります。教職員がいじめに係る情報を抱え込む理由の中には、自身の教職員としての評価に対する悪影響、最悪、職を失うと言う恐怖と言うものもあると思います。そのような場面で管理職が関与しては、余計萎縮しそうな気がします。やはり、管理職は全責任を負うことのみに関与し、全権限を現場の教職員にゆだね、児童・生徒が最も幸福になると各現場職員が思うすべての取り組みを自由に行える環境に対策組織を整備した方が有効な気がします。	御意見をいただきました「管理職のリーダーシップ」につきましては、文部科学省が改訂した生徒指導提要において、学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報や対応方針の「可視化」を図ることが大切であり、組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態(心理的安全性)をつくり出すことが不可欠であると明記されるとともに、中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においても、学校が複雑化・多様化した課題を解決するためには、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整えることが明記されていることから、今回の改定で追記しております。管理職がリーダーシップを発揮し、教職員が相談しやすい環境を整えることが必要であると考えておりますので、原案のとおりいたします。
4	最後に、いじめに関する情報は、被害者・加害者双方の今後の社会生活に大きな影響があると思います。最近、うっかり等による意図しない情報漏洩や、悪意のある者による情報の盗み出しなどが増えているような気がします。敵対的な人たちに情報が渡らないよう、情報管理の在り方について、基本方針にきちんと示した方が良いように思いました。	御意見をいただいた、「個人情報の漏洩」につきましては、十分に留意すべきことであります。個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づき適切に管理することとなっていることから、原案のとおりいたします。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。